ひとりひとりが主役! みんなでつくろう、地域のふ(ふだんの)く(くらしの)し(しあわせ)

き

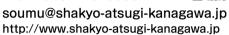
令和2(2020)年6月15日:第158号

発 行 社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会 〒243-0018 厚木市中町1-4-1

保健福祉センター内

電話 046-225-2947 (代表)

FAX 046-225-3036



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市民の皆さまの参加と協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体です。

令和2年度 賛助会員 募集

本会では、地域が抱える福祉課題や生活課題を、地域の皆さまが互いに助け合い、 支え合って、地域全体で解決できるよう、様々な事業に取り組んでいます。 こうした活動にご賛同いただける方に「賛助会員」として会費を納入していた

だくことにより、事業が支えられています。

例年は7月を加入強化月間としていましたが、今年は新型コロナウィルスの影響 を考慮し、年末まで募集を行いますので、皆様のご協力をお願いいたします。 賛助会員会費により行っている事業をご紹介します。

> 【令和元年度 賛助会員会費実績額 18.759.107円】



ボランティアセンターの

市内各地区で組織されている地域福祉 推進委員会は、自治会長や民生委員児童 委員、ボランティアを中心とした地域福 祉の推進母体です。

活動支援

地或偏似推進姿見

地域の実情に合わせ、いろいろな活動 をしています。

本会ではこの他、次のような事業も 実施しています!

→厚木市権利擁護支援センター

・高齢や障がいなどにより判断能力が十分で ない方の権利を守る成年後見制度の推進

→あんしんセンター

・日常的金銭管理、福祉サービスの利用援助、 書類等預り

➡居宅介護・同行援護事業

・障害者総合支援法による身体介助、家事援助、 視覚障がい者の同行援護

今年度は「地域包括ケア社会の実 現に向けた行動計画」としての性格 を有する第5次地域福祉活動計画の 最終年度となるため、住民、自治会、 民生委員児童委員、地域福祉関係団 体等とさらなる連携を深めながら計 画の総仕上げに取り組むとともに、 次期計画を策定します。

支え合いの仕組みをつくる

地域支え合い活動の推進

地域福祉推進委員会や第2層 生活支援体制整備協議体*と連 携しながら、住民同士が支え合 うことができる仕組みづくりや 居場所づくりを支援し、より地 域に根差した活動を展開します。

※ 介護保険制度に位置づけられた「生 活支援体制整備事業」で設置される、 地域での情報共有と話し合いの場。 市内でも地域包括支援センター域で 組織され、本会職員もメンバーとして 参加しています。

安心して暮らす権利を守る

権利擁護の推進

厚木市が策定した「厚木 市成年後見制度利用促進基 本計画」が今年度からスター トしました。権利擁護支援 の地域連携ネットワークの 構築の具体化を視野に入 れ、成年後見制度がより身 近なものと

なるよう、 制度の理解 促進に取り 組みます。



地域福祉の担い手を育成

多様なボランティア活動の推進

地域福祉を継続的に推進していく ためには、地域福祉活動の担い手と なるボランティアの養成と確保が不 可欠です。

このため、ボランティアセンター による情報の集約と発信、新たなボ ランティアの発掘や地域ボランティ アの養成等に取り組みます。

また、被災地派遣職員の体験を活 かし、災害発生時により迅速かつ円 滑に災害救援ボランティア支援セン ターが運営できるよう取り組みます。

■収入 (甾位:壬四)

		(112:113)
勘定科目	予 算	説 明
会費収入	20,605	・市民や事業所など皆さまからの 会費収入
寄付金収入	1,900	・善意銀行、ふれあい基金寄付金収入
経常経費補助金収入	135,440	・厚木市補助金及び交付金 ・神奈川県社協補助金 ・共同募金配分金
受託金収入	22,007	・厚木市及び神奈川県社協受託金
貸付事業収入	4,186	・緊急援護資金償還金
事業収入	2,164	・あつぎしあわせライフサービスや 移送サービスの収入、講座参加費、 広報紙広告料等の収入
障害福祉サービス等事業収入	17,232	・介護給付費等の収入
公益事業収入	5,411	・喫茶及び売店事業の収入
収益事業収入	10,105	・自動販売機設置事業の収入
受取利息配当金収入	57	・ふれあい基金の預金利息等
その他の収入	153	・コピー機使用料収入等
施設整備等補助金	870	・共同募金社協整備費配分金
借入金	1,000	・厚木市からの借入金
積立預金取崩収入	32,095	・積立金の取崩収入
前期末支払資金残高	352	・公益事業繰越金
合 計	253,577	

事業計画書及び収支予算は、 本会ホームページでご覧いただけます。



検索 厚木社協

□ 優男な ←日々の活動はフェイスブックで!



	_
	_
	-
	Т
	-
73	
9	_
1	
~ /	
00	-
M-	
-	
0.016	
22-	
,,-	1
- +	
0) %	
回な	
	7

■又正		(単位:千円)
サービス区分	予 算	主 な 事 業 内 容
法人運営事業	136,052	・理事会、評議員会等の開催・厚木市社会福祉大会の共催・地域福祉コーディネーター経費・事務局の管理、運営等
住民福祉活動推進事業	39,288	・地域福祉推進委員会事業費交付金等
福祉活動推進事業	5,456	・福祉団体等に対する活動支援等
共同募金配分金事業	1,937	・男の料理教室などの実施 ・地域活動支援センターへの助成等
ボランティアセンター 活動事業	11,241	・ボランティアセンターの管理、運営・ボランティア講座の開催・ボランティアグループ等への助成・災害ボランティア支援体制の強化・福祉教育推進事業の実施等
資金貸付事業	9,670	・緊急援護資金の貸付・生活福祉資金の貸付事務等
在宅援護等事業	2,546	・あつぎしあわせライフサービスの実施・災害見舞金の支給・交通遺児の援護・移送サービス「ひばり号」の運行
権利擁護支援事業	12,840	・成年後見制度に係る相談支援 ・高齢者・障がい者への虐待通報・届出 ・市民後見人の育成等
日常生活自立支援事業	8,008	・日常的金銭管理サービス、 書類等預りサービスの実施
居宅介護事業	335	・障害者総合支援法に基づく居宅介護サービ スの実施
同行援護事業	15,832	・障害者総合支援法に基づく同行援護サービスの実施
喫茶事業	4,889	・障がい者の就労の場の確保として、 「喫茶どんぐり」の運営
売店事業	4,575	・障がい者の就労の場の確保として、 「売店どんぐり」の運営
自動販売機設置事業	908	・各施設利用者の利便性の向上を図るととも に、自主財源確保のため自動販売機を設置
合 計	253,577	

皆さまの善意 ありがとうございます

3月2日から5月20日までに善意銀行・ふれあい基金へ (敬称略・順不同) 寄付金を寄せられた方々です。

厚木市立相川小学校4年生	10,130円	神奈川県トラック協議会・厚木	181,014円
神奈川土建一般労働組合 厚木支部	36,065円	学校法人東京音楽学院 とびお幼稚園	30,000円
三菱ふそう労働組合 本社支部	30 000円		

笑顔と"ふれあい"を大切に

- ◎介護老人福祉施設
- ◎居宅介護支援センター ・通所介護(デイサービス)
 - ・訪問介護(ホームヘルパー)

 - ・短期入所生活介護
 - ・居宅介護支援
- 厚木市下荻野2117-2 **5** 046-241-7771 FAX 046-242-6947
- ○ケアハウス (軽費老人ホーム)
- ◎荻野地域包括支援センター ◎えまーぶる
- ・デイサービス
- ・居宅介護支援

神奈川県指定 介護保険サービス提供事業所

社会福祉法人 敬和会 けいわ荘

ケアハウス えがりて

社会福祉法人康仁会

特別養護老人ホーム はなの家とむろ 🛂

(全室個室ユニット型)

家庭的な雰囲気の中で、利用者それぞれの「その人らしさ」を尊重し、 最期まで自律した生活を支えていく施設を目指します。

所 88名 \

短期入所 18名

、通所介護 20名 /

〒243-0031 神奈川県厚木市戸室5-9-15 **☎**046-225-8787 FAX 046-225-8711 URL: http://koujinkai.tomei.or.jp E-mail: tokuyo-info@tomei.or.jp



dina @nd antegr@and antegr@nighterid

同行援護従業者養成研修

視覚障がい者の日常生活の活動範囲を広げ、 社会参加をサポートするために、外出時の移動 支援に必要な知識・技能等の専門知識を身につ ける研修です。本研修課程を修了した方は、本 会の居宅介護事業所でもガイドヘルパーとして 活動することができます。

対象市内在住または在勤・在学で、全カリ キュラムを受講できる方 20人

(応募多数の場合は抽選)

日 時 10月23日(金)、30日(金)、 11月6日(金)、16日(月)、30日(月) 全5回 9時~17時

場 所 厚木市保健福祉センター 4階 ボランティア研修室他

受講料 14,000円 (初日に徴収)

その他、テキスト代2,640円と実習に かかる交通費・食事等は自己負担

申込方法 10月2日(金)までに電話またはFAX (講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・ 事業所等でのガイドヘルパー活動の有 無を記入) でお申込みください。

225-2947 申込先 援護係 FAX 225-3036



募集と お知らせ

日常生活における様々な悩み事相談は 福祉総合相談

日常生活における様々な悩み事、心配事など を気軽に相談できる窓口です。

相談日 平日8時30分~ 17時15分 (祝日・年末年始を除く)

場 所 厚木市保健福祉センター 5階

問合先 援護係 ☎ 225-2947

車いすの貸出

通院や外出、急なケガなどで一時的に車いす が必要となった市内在住の方に対して、2か月 間車いすを無料でお貸しします。

問合先 援護係 ☎ 225-2947

交通遺児激励金・見舞金・福祉金 を支給します

対 象 交通事故等(列車、電車、船舶、航空 機の運行上の事故を含む)による20 歳未満の遺児やその世帯で、市内に住 所がある方。

> ※ 見舞金については、県労働災害見 舞金の給付を受けていない交通遺 児世帯。

交通遺児調書に必要事項を記入し提出 (郵送可) してください。交通遺児調 書は、社協事務所にあります。

問合先 援護係 ☎ 225-2947

※ この事業は、かながわ交通遺児援護基金交 付金及び神奈川県トラック協議会・厚木か らの寄付金を財源として行っています。

厚木市権利擁護支援センター

成年後見相談

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関 することなど、司法書士が相談をお受けします。

相談日 毎月第2・第3水曜日

13時~15時(1人1時間)

予約制。相談日の一週間前までに電話

で予約。相談は無料。

問合先 援護係 ☎ 225-2947



終活相談

自分らしい人生の最期を迎える準備について 心配はありませんか。遺言書の作成、相続、任 意後見制度、財産管理、死後の手続きの委任契 約に関することなど、司法書士が相談をお受け します。

対 象 市内在住で、ひとり暮らしの高齢者ま たは高齢者世帯で身寄りのない方

相談日 毎月第2・第3水曜日 14時~16時(1人1時間)

受付予約制。相談日の一週間前までに電話 で予約。相談は無料。

問合先 援護係 ☎ 225-2947





同時オープン!!



「赤い羽根共同募金仕様の自動販売機」の設置 ありがとうございました♪

「赤い羽根共同募金仕様(社会貢献型)の自動販売機」をご存知でしょうか?

この自動販売機は、清涼飲料水を購入するとその売り上げの一部が赤い羽根共同募金に 寄付される仕組みで、寄付金は自動販売機が設置された地域(市区町村)の様々な福祉事 業に活用されます。

この度、特定非営利活動法人 厚木つばきの会(横見守明 代表)では、事業所敷地内に この自動販売機を設置されました。市内では1号機となります。

同会は就労継続支援B型として、地域において障がい者の就労支援などの事業に取り組 んでおり、平成28年にパン製造機器を整備するにあたって「赤い羽根共同募金施設整備 費配分金」を活用されました。今回の設置は、このような経緯から赤い羽根共同募金に貢 献したいとの思いによるものです。

※ 赤い羽根共同募金仕様の自動販売機を設置いただけるお店、事業所、施設を募集 しています。自動販売機は、10メーカーの中から希望のメーカーを指定していた だけます。お気軽にお問合せください♪

月額 139,500円

問合先 神奈川県共同募金会厚木市支会(厚木市社会福祉協議会内) **225-2949**



左から 横見慎太郎所長

@@^{*}@*[®]@*@[®]@*@[®]@*@[®]@*@[®]@*@[®]@*@



利用料 (家賃・管理費・食材費・水道光熱費込) ●価格は税込。 ●別途必要となる敷金 (210,000円) は退去時に精算いたします。 共用型認知症 対応型通所介護 花 織 あつぎ北 ◎交通のご案内(バス利用) 小田急小田原線■本厚木駅北口1番のりば ●神奈中バス (厚07)「あつぎ郷土博物館」行●同バス(厚89)「鳶尾団地」行 ◆「リコー前」下車徒歩6分

JALA介護 検索 JAIA 安全・安心・連載をベースに実験のある生活のご提供 株式会社 日本アメニティライフ協会

〒243-0211 厚木市三田122番地2

マスク 寄付ボックス設置のお知らせ

ご家庭で余剰のマスクがありましたら、ご寄付をお願いします。

間 → 6月1日(月)~ 当面の間

設置場所 → 厚木市保健福祉センター 1階

象 → 手作りマスク含め、ご家庭で余剰と 対

なっている [新品の] マスク

市内福祉施設等へ配付させていただきます



* 地域福祉コーディネーターを紹介します *



本会では、市内公民館単位の全15地区に「地域福祉コーディネーター」を配置し、生活上の悩みや困りごとを抱える方に対して、地域の皆さんや関係機関と協働・連携しながら、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう活動しています。 また、個別支援と地域支援を一体的に展開し、地域課題を捉えて解決していく新たな仕組みも推進していきます。

青柳(あおやぎ) 担当:緑ヶ丘地区

土屋(つちや)担当:厚木南地区、小鮎地区橿山(かしやま)担当:依知南地区、睦合南地区臼井(うすい)担当:南毛利南地区、玉川地区甲斐田(かいだ)担当:依知北地区、森の里地区谷津(やつ)担当:睦合北地区、荻野地区

上記担当者の連絡先は

225-2949

大橋(おおはし) 担当:厚木北地区 小又(おまた) 担当:睦合西地区

上野(うえの) 担当:南毛利地区、相川地区

上記担当者の連絡先は

225-2789

お困りごとがあれば、 各地区の担当者へご連絡ください!



団体紹介

日本わらべうた協会

各地区で地域福祉推進委員会が中心となって実施している子育て サロンは地域の様々な方に協力をいただいており、本会ボランティ アセンターに登録している「日本わらべうた協会」もそのうちの1 団体です。

日本わらべうた協会は「子どもたちが異年齢で遊び育ちあうこと」、「地域に伝わるわらべうたや文化を、世代を超えて自然な形で 伝承できる環境をつくる」活動を続けています。

市内の子育てサロンでも定期的にわらべうた講座を開催しており、講座がある回はママさんが殺到するほど人気です。また本年1月に本会が実施した地域ボランティア養成講座にも協力をしていただきました。

地域団体、学校、図書館、介護施設など、子どもから大人まで全ての世代を対象に、厚木市内外問わずわらべうたや手遊びの講座を実施しています。

興味のある方はお問合せください。 問合先:ボランティアセンター ☎ 225-2789



新型コロナウイルスによる生活福祉資金の 特**例貸付について**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金に お悩みの方々へ向けた特例貸付を実施しています。

▶ 緊急小口資金

休業等により収入減少があり、一時的に生活維持のための 貸付を必要とする世帯向け

▶ 総合支援資金

収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が 困難になっている世帯向け

必要書類、申請手順等については次のホームページでご確認ください。

神奈川県社会福祉協議会のホームページ▶ http://www.knsyk.jp





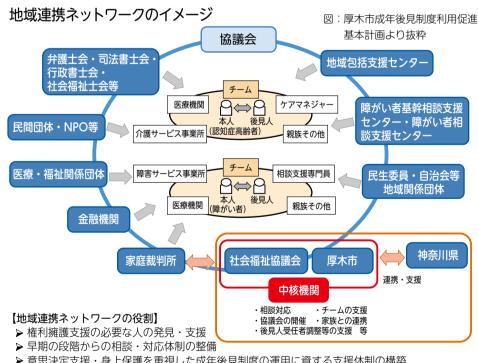
▲本会ホームページ

http://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp

権利擁護支援センター 中核機関の設置に向けて

成年後見制度は、判断能力が十分でない高齢者・障がい者を支える重要な制度です。厚木市が令和2年2月に策定した「厚木市成年後見制度利用促進基本計画」では、本会に設置している厚木市権利擁護支援センターが地域連携ネットワークの中核機関のひとつとして位置付けられました。

本会では専門職団体等と連携を図りながら「地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度に関する権利擁護についての地域課題等を協議する「協議会」の運営を行い、成年後見制度の利用促進を図るための中核となる機関を今秋に向けて設置することになりました。



▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 【地域連携ネットワークの機能】 (実質的には中核機関の業務)

▶ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

中核機関が設置されることにより、福祉等の関係者、成年後見人等が チームとなって本人を見守る体制整備や、様々なケースに対応できる地域の専門職との関係を発展させ、段階的に地域における権利擁護支援の 強化を図ることができます。

問合先:援護係

225-2947